

岐阜市公立大学法人の業務実績に関する評価の方針

岐阜市公立大学法人評価委員会

令和7年10月23日決定

この方針は、岐阜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき岐阜市公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たり、評価の基本的な考え方その他評価の実施に関し必要な事項を定めるものである。

1 基本的な考え方

地方独立行政法人制度においては、業務の効率的・効果的な実施を実現するため、運営は地方独立行政法人の自律性を基本としつつ、その業務の公共性及び業務運営の透明性確保の観点から、業務の実績について事後評価を行うこととされている。そのうち公立大学法人については、大学の教育研究の特性を踏まえた評価が必要であるため、専門的な評価機関が行うことが適当であるとして、評価委員会が主体となって評価を行うこととされている。

このような公立大学法人評価の趣旨に鑑み、評価委員会における法人の評価は、以下の方針を基本として行うものとする。

- (1) 評価は、教育研究の特性や運営の自主性、自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 中期目標及び中期計画の達成状況又は進捗状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点等を明らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資するものとする。
- (3) 法人の特色ある取組や、意欲的、挑戦的な達成水準に向けて取り組むものを積極的に評価する。
- (4) 評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況やその成果を分かりやすく示し、岐阜市及び法人による市民への説明責任の遂行に寄与するものとする。
- (5) 評価に関する作業が法人の過重な負担にならないよう留意するものとする。

2 評価の種類

評価委員会は、法第78条の2第1項に定める以下の評価を実施する。

- (1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。） 中期目標の期間の最初から4事業年度が終了したときに実施
- (2) 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。） 中期目標の期間の最後の事業年度が終了したときに実施

3 評価の方法

評価は、法人が自己点検・評価を行った結果を明らかにした報告書に基づいて行うことを基本とし、以下の方法により実施する。なお、教育研究に関する事項については、法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて行う。

(1) 評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。なお、評価の基準等は別表に定める。

ア 項目別評価

中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成状況又は進捗状況について、法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会委員が確認及び評価委員会において評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期目標及び中期計画の達成状況又は進捗状況の全体について法人が総括を行い、これをもとに、評価委員会において総合的な評価を行う。

(2) 法人の自己点検・評価内容の確認及び評価は、書面審査及び法人へのヒアリング等により行う。

(3) 評価は、法人における取組のプロセスや社会情勢の変化等も勘案して行うこととする。

数値指標のある項目は、原則として目標値の達成状況により評価するが、意欲的、挑戦的な目標値を設定した項目や、取組が先駆的であるなど実施状況が十分評価できるものについては、目標値の達成状況のみにならず、定性的、定量的観点から総合的に評価を行うよう留意する。

(4) 別表に定める評価の基準等の適用が困難な場合や、評価に当たり検討を要する事項については、評価委員会の協議により取扱いを決定する。その際は、本方針「1 基本的な考え方」を踏まえるものとし、社会情勢や法人の運営状況、指標の性質等、様々な要素から総合的に判断する。

(5) 評価の確定に当たっては、評価の透明性、正確性を確保するため、事前に法人に評価結果案を示し、意見の申立てを行う機会を設ける。

(6) 評価結果が確定したら、評価委員会は評価結果を遅滞なく法人に通知し、及び岐阜市長に報告するとともに、公表する。

4 法人が留意すべき事項

法人は、評価委員会による評価の過程を通じて市民への説明責任を遂行していくとの認識に立ち、自己点検・評価の結果や自己改善の方法等を含む業務実績の報告に当たっては、評価の参考となる資料の添付や、専門用語に用語説明を添えるなど、分かりやすい説明を行うよう努めるものとする。

5 評価のスケジュール

6月末	法人が業務実績報告書を提出
7月	評価委員会委員が法人の自己点検・評価結果を確認 評価結果案を作成
8月上旬～中旬	評価結果案の決定
8月中旬～下旬	評価結果案に対する法人の意見申立て 評価結果の確定
9月	評価結果を法人に通知 評価結果を市長に報告、公表

(別表) 評価の基準等

(1) 小項目別評価

評定	説明	基準
Ⅳ	中期計画を上回って実施している	計画を上回る実績や成果が得られている (目標値の100%超)
Ⅲ	中期計画を十分実施している	計画どおりの実績や成果が得られている (目標値の90%以上100%以下)
Ⅱ	中期計画の実施がやや不十分である	実績や成果が計画を下回る (目標値の60%以上90%未満)
Ⅰ	中期計画の実施が不十分である	実績や成果が計画を大幅に下回る (目標値の60%未満)

※目標値の上限が100%の項目は、取組状況等を勘案して特に認める場合はⅣとする。

(2) 大項目別評価

評定	説明		基準
	見込評価	期間評価	
S	中期目標の達成に向け 特筆すべき進捗状況で ある	中期目標を上回る達成 状況である	小項目別評価が全てⅢ以上かつ 評価委員会が特に認める場合
A	中期目標の達成に向け 順調に進捗している	中期目標を達成してい る	小項目別評価が全てⅢ以上であ る場合
B	中期目標の達成に向け 概ね順調に進捗してい る	中期目標を概ね達成し ている	小項目別評価にⅡ以下の項目が あるものの、達成に向けた取組 状況は評価できる又はやむを得 ない事情が認められる場合
C	中期目標の達成に向け た進捗が遅れている	中期目標の達成が不十 分である	小項目別評価にⅡ以下の項目が あり、達成に向けた取組状況が 不十分な場合
D	中期目標の達成に向け た進捗が著しく遅れて いる	中期目標を達成してお らず重大な改善事項が ある	小項目別評価にⅠの項目があ り、達成に向けた取組状況が特 に不十分であると認められる場 合

(3) 全体評価

評定	評語	
	見込評価	期間評価
S	中期目標の達成に向け特筆すべき進捗状況である	中期目標を上回る達成状況である
A	中期目標の達成に向け順調に進捗している	中期目標を達成している
B	中期目標の達成に向け概ね順調に進捗している	中期目標を概ね達成している
C	中期目標の達成に向けた進捗が遅れている	中期目標の達成が不十分である
D	中期目標の達成に向けた進捗が著しく遅れている	中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある